

COP27 パリ協定6条（市場メカニズム） 決定事項概要

**2023年3月
環境省 地球環境局
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室**

6条2項協力的アプローチ:カバー決定

決定事項

- 6条2項ガイダンス(decision 3/CMA.2, annex)に関連する、以下のガイダンスやアウトライン等の採択(パラ1)
 - ①追跡に関するガイダンス、②6条技術専門家審査(A6TER)ガイドライン、③A6TER報告書アウトライン、④A6TER参加技術専門家向け訓練プログラム、⑤初期及び更新初期報告書アウトライン、⑥隔年透明性報告書附属書4アウトライン
- 機密情報を特定する参加締約国は、当該情報を保護する根拠を提供すべき(パラ6)
- A6TERチームは、A6TER報告書アウトラインに従う(パラ7)

今後の主な作業

SBSTAへの要請

CMA5(2023年11-12月)まで

- 合意された表様式(AEF)案に関する作業の継続(パラ4)
- 以下に関する勧告の作成作業の継続(※1)(パラ16(a))
 - (i)LDCsとSIDSの特殊事情の考慮、(ii)機密情報の審査様式、(iii)不一致特定時の推奨行動を指定する審査等
- 以下に関する勧告の作成(※1)(パラ17)
 - (a)初期報告書、A6TER、AEFの連続性とタイミング、(b)承認プロセス、(c)NDCsとその他国際緩和目的への使用が承認された緩和成果の「初回移転」の定義、(d)6.2ガイダンスパラ23(j)の情報提出用の表、(e)6.2ガイダンスパラ20・23の情報報告に関する非GHG単位換算の影響、(f)6条データベース(A6DB)におけるデータの不一致の特定・修正等プロセス、(g)国際登録簿の追加的な機能・手順の必要性等、(h)国際登録簿の口座及び管理者の役割、(i)国際登録簿を用いた締約国の情報提出、(j)共通命名法

CMA6(2024年11月)まで

- 以下に関する勧告の作成作業の継続(※2)(パラ16(b))
 - (i)相当調整に関するガイダンスの精緻化、(ii)排出回避の扱い

事務局への要請

2023年4月30日より前まで

- 初期報告書作成に関するワークショップの開催(パラ18)

SB58(2023年6月)まで

- 1か月前までにAEF案に関するハイブリッドワークショップの開催(パラ3)
- 中央計算・記録プラットフォーム(CARP)・A6DB詳細要件の作成(パラ26)
- 国際登録簿の技術仕様及び推計費用の提示(パラ33(c))
- 初期報告書作成に関する技術ペーパーの作成(パラ20)
- 報告表等に関するバーチャルワークショップの開催(パラ23)

2023年12月より前まで

- 訓練コース初版の作成、初期報告書コースの提供(パラ11)

2024年より前まで

- 国際登録簿の実装(パラ33(a))

2024年6月まで

- CARP・A6DB試験版の開発(2025年6月までに最終化)(パラ25)

期限なし

- 初期報告書等の報告マニュアルの作成・定期更新(パラ22)
- 6条登録簿システム管理者自主的フォーラムの設置(パラ34)

締約国等への招請

2023年4月30日まで

- AEF案の試行及びフィードバックの提出の奨励(パラ2)

SB58(2023年6月)まで

- ※1について、サブミッションの提出(パラ15(a))
- 初期報告書作成について、サブミッションの提出(パラ19)

SB59(2023年11-12月)まで

- ※2について、サブミッションの提出(パラ15(b))

2024年8月まで(試験版リリースから8週間以内)

- CARP・A6DB試験版について、意見の提出(パラ27)

6条2項協力的アプローチ:追跡に関するガイダンス

参加締約国登録簿

登録簿に関するガイダンス

様式、機能、プロセス

- 登録簿は、ソフトウェアをベースとする
- 以下の機能等を有する
 - (a)ITMOs用の口座、(b)ITMOsに関する行動(承認、初回移転、NDCs使用等)の記録、(c)固有識別子等によるITMOsの追跡、記録の維持等、(d)締約国と締約国が承認する機関へのアクセスの提供、(e)AEFで提出される年次情報と一貫する、記録、情報及びデータの作成・維持・編集
- 承認、初回移転、移転、取得、NDCs使用、その他国際緩和目的(OIMPs)使用の承認、自主的取消に関する情報・データを記録する
- ITMOs追跡・記録におけるデータの完全性を満たし、AEFに沿った報告を可能にする必要がある
- ITMOは、以下に関する固有識別子を有する
 - (a)協力的アプローチ、(b)創出元の締約国登録簿、(c)初回移転締約国、(d)シリアル番号、(e)緩和成果のビンテージ
- ITMOsのブロック単位での追跡・報告も可能

相互運用性

- 登録簿を相互運用する場合、データの一貫性に関するリスクを軽減する適切な基準・手順を実施

中央計算・記録プラットフォーム(CARP)

国際登録簿

国際登録簿に関するガイダンス

- 各参加締約国の登録簿のセクションの統合システムであり、管理者用セクションも設置する
- 電子的データベース等で構成され、口座によってITMOに関する行動情報の追跡・記録が可能
- AEF等の自動事前入力や、参加締約国の指定登録簿管理者向けの報告書の作成機能を有する
- CARPのウェブポータルを通じて、非機密情報を公表し、一般にアクセス可能なユーザーインターフェースを提供する
- 6条4項登録簿を接続する
- 参加締約国の登録簿の接続も可能

6条データベース(A6DB)

A6DBに関するガイダンス

様式と機能

- AEFで報告されるITMOsの固有識別子を記録
 - CARP内のデータベースとして実装され、AEFに基づき設計
 - 参加締約国が提出する年次情報を、構造化概要の様式に編集する機能を有する
 - CARPのパブリックインターフェースを通じて、非機密情報を公表
- #### 一貫性確認手順
- 提出された年次情報における不一致を自動的に特定し、参加締約国に通知
 - CARPのサブミッションポータルを通じて事前一貫性確認オプション機能を提供

CARPに関するガイダンス

様式と機能

- デジタルのウェブベースのプラットフォーム
- (a)6条報告用の表・アウトラインのテンプレート、(b)6条報告の提出物ポータル、(c)提出物処理作業フロー、(d)提出情報の安全な保管、(e)各参加締約国用エリア、(f)A6TERチーム向けエリア、(g)パブリックインターフェース、を提供

共通命名法

- 年次情報の報告に必要な特定の情報属性に関する値の共通リストを管理

6条2項協力的アプローチ:6条技術専門家審査(A6TER)ガイドライン

指針原則

- 本ガイドラインの指針原則は、(a)透明性、正確性、完全性、一貫性、比較可能性の促進、(b)協力的アプローチへの関与に対する頑健な算定の適用の促進、(c)報告と透明性の改善促進の重要性の認識、(d)作業の重複の回避と締約国と事務局の負荷の最小化

範囲、審査対象情報、タイミングと連続性、機密性

- A6TERは、(a)初期報告書の情報、(b)更新初期報告書の各協力的アプローチに関する情報、(c)定期情報で提出される協力的アプローチへの参加に関する情報、の一貫性の審査と、(d)事務局による一貫性確認結果の検討、で構成
- 参加締約国が提出する情報は、以下の全要件を満たせば、本ガイドラインと一貫しているとみなされる
(a)完全で透明性があり、6.2ガイダンス等と一貫、(b)様々な報告要件にわたって一貫、(c)同じ協力的アプローチへの全参加締約国で一貫
- A6TERは、一貫性の改善方法や定量的情報の不一致への対処方法等について、参加締約国がとるべき推奨行動を特定
- 3か月又は6か月の期間中に提出された初期報告書及び更新初期報告書は、提出された期間後にA6TERの対象となる。初期報告書又は更新初期報告書が定期情報と同時に提出される場合、初期報告書又は更新初期報告書と定期情報は1つのA6TERで一緒に審査可能。
- 参加締約国はA6TERチームに提供する情報を機密として指定可能

A6TERの様式

中央審査：1か所で審査し、複数の参加締約国の審査が可能。以下の場合、中央審査を実施。

- (a)最初の隔年透明性報告書(BTR)又はNDC達成に関する情報を含むBTRの附属書としての定期情報の審査
- (b)同じ協力的アプローチに参加する締約国の同時審査

机上審査：
審査員が各国で審査

役割

締約国：A6TERチーム、事務局と協力し、全質問への回答と追加情報・コメントの提出、不一致の解決に努める

A6TERチーム：本ガイドライン、6.2ガイダンス、関連CMA決定を順守し、各人の能力でA6TERに参加

事務局：A6TERの運営、一貫性確認の実施、主任審査員年次会合の促進、訓練プログラムの開発・実施等

A6TERチーム及び組織取り決め

- 技術専門家は、締約国等によってUNFCCC専門家名簿に推薦され、A6TERチーム所属前に訓練プログラムを完了
- A6TERの対象となる提出物は1つのA6TERチームに割り当てられ、A6TERチームは同じ締約国の提出物を2回連続して審査しない
- 事務局は、スキルや能力、先進国と途上国のバランス、地理的バランスとジェンダーバランス等を考慮してA6TERチームを構成
- A6TERチームは、2名の主任審査員(審査対象国以外の締約国等から推薦された、先進国と途上国の技術専門家1名ずつ)を含む
- 6条主任審査員は、本ガイドラインに従ってA6TERチームの作業を監督。また、6条主任審査員年次会合でA6TERの改善策を議論。

6条2項協力的アプローチ:A6TERガイドライン (続き)

手順 (中央審査と机上審査で共通)

審査プロセス準備開始

- 情報提出直後に、事務局が、審査プロセスの準備を開始
- 事務局は、参加締約国と、A6TER週の日程について、当該週の遅くとも8週間前に合意
- 事務局は、同じ協力的アプローチに参加する締約国の同時中央審査を予定するよう努める

審査チームの構成

- 事務局は、A6TER週の遅くとも6週間前に、技術専門家審査チームを構成

評価実施・ 参加締約国との コミュニケーション

- A6TERチームは、提出情報を徹底的かつ包括的に評価
- A6TER週の遅くとも4週間前に、参加締約国に対して、A6TERチームは予備的質問を伝達し、事務局は完全性確認結果を提供すべき
- 審査対象参加締約国は、A6TER週の前の週に、要求された情報と完全性確認に関するコメントを提供するよう努める
- A6TERチームは、A6TER週の前又は期間中に、参加締約国に追加情報を要求可能

審査報告書案の 作成

- A6TERチームは、その連帯責任の下で、勧告を含む技術専門家審査報告書案を作成し、A6TER週中に同報告書案を事務局を通じて審査対象参加締約国に送付する
- 事務局は、審査週末より前に、勧告案を検討するため、参加締約国とA6TERチームとの電話会議を開催する
- 参加締約国は、コメントを提供するために、審査報告書案の受領から最大2週間を与えられる

審査報告書 最終版の作成

- A6TERチームは、参加締約国からのコメントを考慮し、コメント受領後2週間以内に、A6TER報告書の最終版を作成し、それを、CMA1決定18附属書VII章の技術専門家レビューでの検討のため、事務局を通じて転送する

審査報告書の公表

- A6TER報告書の最終版は、CARPで公表される
- A6TERチームは、A6TER報告書をできるだけ早く完成させるよう努める
- A6TER報告書は、審査対象締約国に関するCMA1決定18附属書VII章の技術専門家レビュー週での検討のため、同週の開始までに公表
- 初期報告書のA6TER報告書は、審査対象締約国が提出するその他の情報の審査が完了する前に、完了する

A6TER報告書

- A6TER報告書は、CARPを通じてUNFCCCウェブサイトで公表する
- A6TERチームは、A6TER報告書アウトラインに従う

6条2項協力的アプローチ:初期及び更新初期報告書アウトライン

初期報告書及び更新初期報告書のアウトライン

A6.2ガイダンスの報告項目に沿った構成

*パラ番号のみの記載は、6.2ガイダンスのパラ番号を示す

I. 参加責任 (パラ18(a))

- A.～D.、F. 締約国が各参加要件※を確保する方法に関する情報(パラ18(a)、パラ4(a)～(d)、(f)、パラ21(a)で更新)
※パラ4(a)パリ協定締約国、(b)NDCの作成・連絡・維持、(c) NDCs達成へのITMOs使用を承認するための体制整備、(d)ITMOs追跡に関する体制整備、(f)参加が、NDCの実施と、提出している場合には長期低排出開発戦略、及びパリ協定の長期目標に貢献すること
- E. 直近の国家インベントリ報告書が提供されているか否かに関する情報(パラ18(a)、パラ4(e)、パラ21(a)で更新)

II. (隔年透明性報告書未提出の場合)CMA1決定18附属書パラ64の締約国のNDCの記述 (パラ18(b)、パラ21(b)で更新)

- A. 目標と記述。目標の種類を含む(CMA1決定18附属書パラ64(a))
- B. 目標年又は期間、単年目標か複数年目標か(CMA1決定18附属書パラ64(b))
- C. 参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点、及びそれらの各数値(CMA1決定18附属書パラ64(c))
- D. 実施の時間枠及び/又は期間(CMA1決定18附属書パラ64(d))
- E. 範囲とカバレッジ。関連する場合、セクター、カテゴリ、活動、排出源及び吸収源、プール、及びガスを含む(CMA1決定18附属書パラ64(e))
- F. 6条下のITMOsの、パリ協定4条下のNDCsへの使用を含む協力的アプローチを使用する意向(CMA1決定18附属書パラ64(f))
- G. 以前に報告した情報の更新又は明確化(例：前に報告したインベントリデータの再計算、又は方法論又は協力的アプローチの使用に関する詳細)(CMA1決定18附属書パラ64(g))

III. ITMO単位、相当調整の適用手法、NDCの定量化手法に関する情報 (パラ18(c-f))

- A. ITMO単位(パラ18(c))
- B. III.B章(相当調整の適用)に従った相当調整の適用手法(パラ18(c))
 - 1. NDC実施期間中一貫して適用される、複数年又は単年NDCsへの相当調整の適用手法の記述(パラ18(c))
 - 2. 手法が複数年排出経路又は炭素予算の場合、相当調整の適用手法の記述(パラ18(c))
- C.～E. パラ18(d)～(f)の各報告項目※(パラ18(d)～(f))
※パラ18(d)締約国のNDCにおける緩和情報のtCO₂e_qでの定量化、(e)締約国のNDCの定量化、又は非GHG指標の割合、(f)政策措置がもたらす排出レベルの定量化、及びNDCでカバーされる期間に関する情報

IV. 各協力的アプローチに関する情報 (パラ18(g-i)、パラ19)

- A.～F. パラ18(g)の各報告項目※(パラ18(g))
※パラ18(g)参加締約国の承認の写し、協力的アプローチの記述、期間、期間中の各年で期待される緩和、関与する参加締約国、承認された機関
- G.1.～3. 協力的アプローチが環境十全性を確保する方法に関する記述(パラ18(h)、パラ22(b)で更新)
- H.1.～6. 協力的アプローチの追加的記述(パラ18(i))

6条2項協力的アプローチ:隔年透明性報告書附属書4アウトライン

隔年透明性報告書附属書4のアウトライン

A6.2ガイダンスの報告項目に沿った構成

*パラ番号のみの記載は、6.2ガイダンスのパラ番号を示す

- I. 参加責任 (パラ21(a))
 - A.~D.、F. 締約国が各参加要件※を確保する方法に関する情報(パラ21(a)、パラ4(a)~(d)、(f)、パラ18(a)の更新)
※パラ4(a)パリ協定締約国、(b)NDCの作成・提出・維持、(c) NDCs達成へのITMOs使用を承認するための体制整備、(d)ITMOs追跡に関する体制整備、(f)参加が、NDCの実施と、提出している場合には長期低排出開発戦略、及びパリ協定の長期目標に貢献すること
 - E. 直近の国家インベントリ報告書が提供されているか否かに関する情報(パラ21(a)、パラ4(e)、パラ18(a)の更新)
 - II. 締約国が初期報告書において提供した情報、及びCMA1決定18パラ64に従った隔年透明性報告書に含まれない情報について以前の隔年透明性報告書において提供した情報の更新 (パラ21(b)、パラ18(b)の更新)
 - III. 承認に関する情報、NDCs達成へのITMOs使用の承認及びその他国際緩和目的への使用の承認に関する情報。先の承認への変更を含む (パラ21(c))
 - IV. 最新の報告期間中に実施された相当調整が、二重計上回避を確保し、締約国のNDCの実施・達成に向けた進捗を代表する方法、及び、それらの相当調整によって、協力的アプローチへの参加がNDC実施期間内及び期間の間の参加締約国の排出純増につながらないことを確保する方法に関する情報 (パラ21(d))
 - V. NDC達成に使用されたITMOs、又はその他国際緩和目的への使用を承認され、使用された緩和成果が、さらに移転や取消、他での使用をされないことを締約国が確保する方法に関する情報 (パラ21(e))
 - VI. 各協力的アプローチに関する情報 (パラ22(a-k))
 - A.~K. パラ22(a)~(k)の各報告項目※ (パラ22(a)~(k))
※パラ22(a)GHGs緩和及びNDC実施への貢献、(b)環境十全性の確保、(c)tCO₂eq単位の場合、緩和成果の測定、(d)非GHG単位の場合、非GHG単位からtCO₂eqへの換算手法の適切性の確保、(e)適応行動及び/又は経済多様化計画による緩和コベネフィットの測定、(f)負の環境・経済・社会影響の最小化・回避、(g)パリ協定前文11番目のパラの反映、(h)締約国の持続可能な開発目的との一貫性と当該目的への貢献、(i)セーフガードと制限の適用、(j)適応のためのリソースへの貢献、(k)世界全体の排出緩和
- Annex I 追加情報
- Annex II 機密情報

6条2項協力的アプローチ:合意された表様式(AEF)案

表1：頭書き

- 締約国と報告対象年を記入する表

締約国	
報告対象年	

表2：行動

- 同種のユニットのまとめり毎に、報告年における**ユニットに関する行動**を記入する表

		ITMO				報告項目 ...
		固有識別子		基になる ユニット	基になる ユニット	
A6DB 記録 ID	協力的 アプローチ	最初の 固有 識別子	最後の 固有 識別子	基になる ユニット ブロック 開始ID	基になる ユニット ブロック 最終ID	...

- 単位と量
単位、量、量(tCO₂eq)、換算係数
- ITMOの詳細
初回移転参加締約国、ビンテージ、セクター、活動種類
- 承認
承認日、承認ID、承認目的、締約国が承認するOIMP
- 初回移転の定義
- 行動
 - 行動の詳細
行動日、行動種類、移転参加締約国、取得参加締約国、取消目的、使用参加締約国又は承認機関

表3：保有

- 同種のユニットのまとめり毎に、報告年における**ユニットの保有状況**を記入する表

		ITMO				報告項目 ...
		固有識別子		基になる ユニット	基になる ユニット	
A6DB 記録 ID	協力的 アプローチ	最初の 固有 識別子	最後の 固有 識別子	基になる ユニット ブロック 開始ID	基になる ユニット ブロック 最終ID	...

- 単位と量
単位、量、量(tCO₂eq)、換算係数
- ITMOの詳細
初回移転参加締約国、ビンテージ、セクター、活動種類
- 承認
承認日、承認ID、承認目的、締約国が承認するOIMP
- 初回移転の定義

6条4項メカニズム:カバー決定

決定事項

- グラスゴー決定(decision 3/CMA.3)におけるSBSTAへの要請事項のうち、以下の実施プロセスの具体化を決定(パラ1)
①CDM活動・CERsの移管 ②ホスト国による報告 ③メカニズム登録簿 ④SOP/OMGE
- 6条4項監督機関の手續規則の採択(パラ7)

今後の作業

SBSTAへの要請

CMA5(2023年11-12月)まで

- 6条4項メカニズムに排出回避・保全強化活動を含めるかどうかの検討(※1)(パラ9(a))
- メカニズム登録簿と国際登録簿・各国登録簿の接続の検討(※1)(パラ9(b))
- ITMOsの使用に対するホスト国の承認ステートメントの要件(提出タイミング、承認の情報、変更可能性など)の検討(※1)(パラ9(c))

CMA6(2024年11月)まで

- 6条4項メカニズムのための国内制度アレンジなどにおける監督機関とホスト国のさらなる責任の検討(パラ8)

事務局への要請

SB58(2023年6月)まで

- ※1の事項について、サブミッションを基にした統合報告書の作成(パラ10)

SB58(2023年6月)～SB59(2023年11-12月)の間

- ※1の事項について、技術専門家対話の開催(パラ11)

期限なし

- 能力開発プログラムの実施促進とCMAへの定期的な進捗報告(パラ12)

6条4項監督機関への要請

2023年6月まで

- CDM活動の移管申請手續(様式等)の開発・運用(パラ23(a))

CMA5(2023年11-12月)まで

- 炭素除去活動、及び、方法論に関するCMAへの勧告の作成(パラ20,21)
- CDM活動の移管手續の開発・運用とCMAへの進捗報告(パラ23(b))

期限なし

- 監督機関の支援体制の強化とリソースの割り当て(パラ26)

締約国等への招請

2023年3月15日まで

- ※1の事項、及び、炭素除去活動について、サブミッションの提出(パラ10,19)

6条4項メカニズム:CDM活動・CERsの移管

CDM活動の移管プロセス

STEP 1

移管申請の提出

- 6条4項メカニズムへの移管を希望するCDM活動の参加者は、事務局、及び、CDMホスト国において6条4項メカニズム実施のために指定された国家機関(DNA)に対して、2023年12月31日までに移管申請書を提出(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)
- CDM実施のためのDNAに対しても、同申請の提出を通知

STEP 2

申請の承認

- 移管申請を受領した6条4項メカニズム実施のためのDNAは、移管を承認する場合、6条4項監督機関に対して、2025年12月31日までに承認を提出(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)

STEP 3

移管の最終化

- 6条4項監督機関が移管を承認(移管実行日は2021年1月1日まで遡ることが可能)
- 移管実行日をもって、当該活動はCDMから自動的に登録を解除
- 移管後は、当該活動に対して、64RMPの要件を適用

※移管されたCDM活動に対しては、6条4項メカニズムの下でのSOP(登録料)が課せられる

CERsの移管プロセス

- CMA4/CMP17で決定されたのは、**CDM登録簿で管理されるCERs**の移管のみ
- 移管完了期限は現時点では未定(将来にCMAが決定)
- CERsの保有者(事業者、締約国、適応基金管財人)がメカニズム登録簿への移管を申請
- 移管申請時には、CERsのシリアル番号や移管先の口座に関する情報の提出が必要
- 移管申請は当該CERsの発行元となったホスト国にも通知され、一定期間の間にホスト国による否認通知の提出がなければ、登録簿管理者により移管が実行される
- 移管の際は、CERsをCDM登録簿で取り消され、メカニズム登録簿の指定の口座に記録される(移管履歴はCDM/メカニズム登録簿管理者によって照合(reconciliation)される)
- 移管されたCERsは最初の/最初の更新されたNDCの達成に使用可能であり、当該目的に使用した締約国は、
 - ✓ 排出バランス算定時にCERs使用量を差し引くことが可能(一方で、ホスト国による相当調整はなし)
 - ✓ 毎年のCER使用量をBTRの構造表(structured summary)で報告

6条4項メカニズム:ホスト国による報告・メカニズム登録簿

ホスト国による報告

- ホスト国は、6条4項監督機関に対して、64RMPパラ26-28で規定される**参加要件**に係る情報を提出(※様式は監督機関が開発)
- 参加要件のうち、
 - ✓ 「パリ協定締約国であること(パラ26(a))」は、批准書が寄託されていることをもって遵守済みとみなす
 - ✓ 「NDCを準備・通報済みであり、維持すること(パラ26(b)、パラ28(a))」は、NDCが事務局に通報済みでありかつ有効であることをもって遵守済みとみなす
- 64RMPパラ40,41,45に従い、ホスト国及びその他の参加国は、6条4項監督機関に対して、**活動や活動に参加する事業者に対する承認**に係る情報を提出

メカニズム登録簿

様式と機能

- メカニズム登録簿では、2種類のA6.4ERsの追跡を実施
 - ✓ NDC及び／又はその他の国際緩和目的への使用を承認されたA6.4ERs(**承認済みA6.4ERs**)
 - ✓ 上記目的への使用を承認されなかったA6.4ERsで、成果型気候ファイナンスや国内カーボンプライシングに活用され得るもの(**削減貢献A6.4ERs**)
- 少なくとも、保留口座、保有口座、適応SOP口座、OMGE義務取消口座、OMGE自主取消口座、償却口座、その他の国際緩和目的のための取消口座、その他の目的のための自主取消口座、訂正アクションのための管理取消口座を有する
- 締約国や締約国の承認を受けた活動参加者は、保有口座の開設を申請することが可能

情報

- メカニズム登録簿は、各参加国に対して、承認済みA6.4ERsに係るAEF(年次情報のための合意された電子様式)の自動プロフィール機能や、ユニットの保有・取引履歴のレポート機能を提供
- 非機密情報はウェブで公開され、一般からアクセス可能なインターフェースを提供

国際登録簿との接続

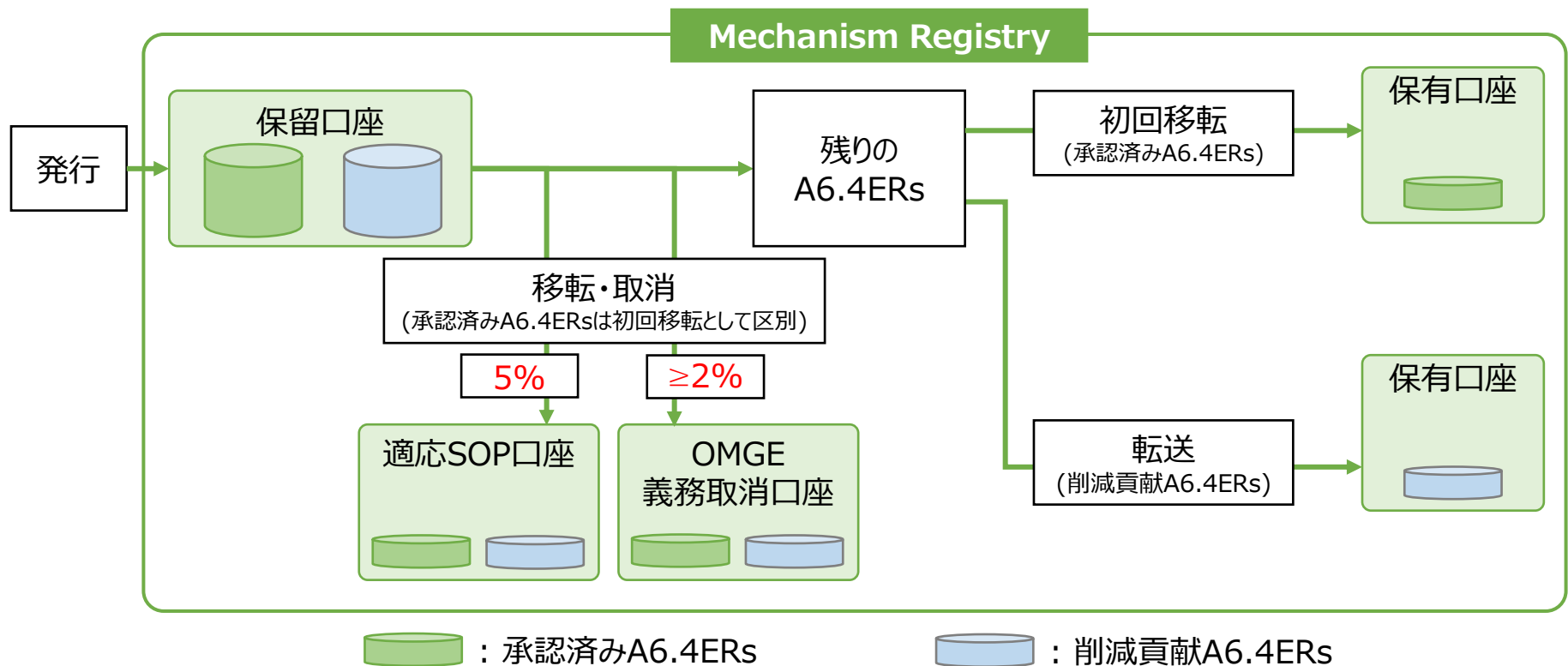
- 国際登録簿に口座を有する参加国によって使用される承認済みA6.4ERsに関する保有とアクション履歴データの自動引出・閲覧が可能

6条4項メカニズム:ホスト国による報告・メカニズム登録簿(つづき)

メカニズム登録簿

取引プロセス

- 全てのA6.4ERsは、登録簿管理者によって、まず保留口座に発行される
- 発行時において、登録簿管理者は、A6.4ERsに承認ステータスを付与する
- 発行後速やかに、登録簿管理者は、全てのA6.4ERs(承認済みA6.4ERs + 削減貢献A6.4ERs)の5%を適応SOP口座に移転し、2%以上をOMGE義務取消口座で取り消す(※承認済みA6.4ERsの移転・取消のみ初回移転として区別され、相当調整の対象となる)
- 残りのA6.4ERsについて、登録簿管理者は、活動参加者のインストラクションに基づき、活動参加者や参加国の保有口座への初回移転または転送を実施する



6条4項メカニズム:SOP・OMGE・監督機関手続規則

SOP

手続費用SOP

- 以下の5種類で構成され、申請時に支払を実施(※詳細な額は最大値の範囲内で6条4項監督機関が決定)
 - ✓ **登録料**：年平均予想削減量が15,000tCO₂eq以下なら最大\$2,000、15,000を超え50,000tCO₂eq以下なら最大\$6,000、50,000tCO₂eqを超えるなら最大\$12,000
 - ✓ **CPA追加料**：追加ごとに最大\$1,000
 - ✓ **発行料**：発行されるA6.4ERあたり最大\$0.2
 - ✓ **クレジット期間更新料**：登録料と同じ
 - ✓ **登録後変更料**：最大\$2,000
- ホスト国がLDC/SIDSの場合は支払を免除

適応SOP

- **A6.4ERsの5%徴収分**については、適応基金理事会が現金化のための戦略を策定・実施し、CMAに対して現金化の状況を年次で報告
- **資金貢献**として、発行料の3%を差し引き、年に1度まとめて適応基金に移転
- **手続費用SOPの余剰金**については、6条4項監督機関が毎年状況をレビューしつつ、適応基金への移転のタイミングや額を決定

OMGE

- 2%以上のOMGE義務取消は、保留口座に発行された**全てのA6.4ER**が対象(※相当調整の対象は承認済みA6.4ERsのみであり、削減貢献A6.4ERsは対象外)
- 活動参加者は、発行申請上で表明することで、2%を超える量を取り消すことが可能(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)
- 活動参加者やステークホルダーは、OMGEの達成のために、承認済みA6.4ERsを自主的に取り消すことが可能(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)
- 6条4項監督機関は、CMAへの年次報告書において、OMGEの達成のために義務的に／自主的に取り消されたA6.4ERsの集約量とその定性情報を提供

6条4項監督機関の手続規則

- 監督機関の運営のための手続規則を採択